2024 年 10 月

各　位

南海電気鉄道健康保険組合

健康保険証の取り扱いについて

平素は、当健保組合の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、マイナンバーカードと健康保険証の一本化に伴い、健康保険証の廃止日が 2024 年 12 月 2 日に決定しました。但し、経過措置として廃止後も 1 年間（2025 年 12 月 1 日迄）は現在の健康保険証を使用することができます。　詳細については、下記のとおりです。

記

2024 年 12 月 2 日以降の医療機関等への受診方について

1. 健康保険証の使用

下の健康保険証は、**2025 年 12 月 1 日迄使用することができます。**

但し、退職等により有効期限までに資格喪失となった場合はその日迄で南海健保への返却は必要。

※なお、経過措置後（2025 年 12 月 2 日以降）は南海健保への回収・返却は「不要」です。

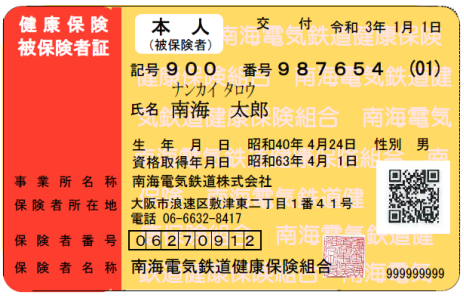

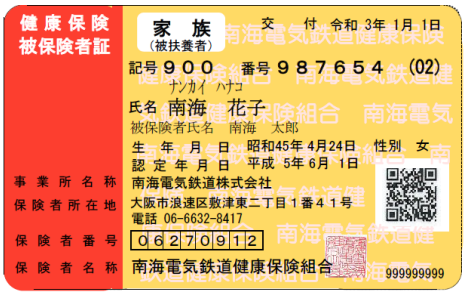

2. 資格確認書

・2024 年 12 月 2 日以降に南海健保へ加入された方で、新生児などマイナ保険証を所持していない方や、資格確認書の発行を希望された方は申請に基づき交付します。

・資格確認書を交付された方は、南海健保へ健康保険証の返却が必要です。

3. マイナ保険証への移行

マイナ保険証は、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録が完了したものです。

ほとんどの医療機関等で使用することができます。

※メリット：マイナ保険証に切り替えることで、限度額適用認定証の申請は不要です。

マイナンバーカードの保険証利用について（こちら）

以上